

## 風力発電専門家派遣事業実施要領

### (事業の目的)

第1条 福岡県風力発電産業振興会議会員（以下、「会員」という。）を対象に風力発電に関連する知見を有する専門家を派遣（通信によるものを含む。以下、同じ。）することにより、風力発電に関連する知識の習得を図り、もって、関連事業の育成・創出を促すことを目的とする。

### (派遣対象)

第2条 専門家を派遣する対象は、風力発電に関連する知識の習得を目指す県内に事業所を有する会員とする。また、会員が風力発電に関連する事業の育成・創出に資する会合等を開催する場合において、専門家を選定し、招集し、講演させることができるものとする。

2 同一案件に対する専門家の派遣は、同一年度内において原則2回を上限とする。

### (派遣申請)

第3条 専門家の派遣を受けようとする会員（以下、「申請者」という。）は、専門家派遣申請書（様式1）（以下、「派遣申請書」という。）を福岡県風力発電産業振興会議事務局（以下、「事務局」という。）に提出するものとする。

2 前項の規定による専門家の派遣は、この要領の施行日から開始し、毎年度2月末までとする。ただし、事業執行額が当該年度の予算額に達した場合は、この限りではなく、その時点で受付を終了するものとする。

### (専門家の選定)

第4条 事務局は、申請者から提出を受けた派遣申請書について、内容を審査の上、専門家を派遣すべきものと認める場合は、指導及び助言を求める内容に応じた適切な専門家を選定する。ただし、申請者が特定の専門家の派遣を希望する場合は、指導及び助言を求める内容に応じた適切な専門家であることを当該申請者に説明を求め、確認のうえ当該専門家を選定するものとする。

### (指導及び助言を求める内容の確認)

第5条 事務局は、申請者から提出を受けた派遣申請書において、指導及び助言を求める内容が不明確である場合など、専門家派遣にあたっての調整が必要と判断した場合は、当該申請者に対し内容の確認を行い、必要に応じて派遣申請書の修正を求めることができるものとする。

(派遣の依頼)

第6条 事務局は、第4条に基づき選定した専門家に対し、申請者への派遣を専門家派遣依頼書(様式2)により依頼するものとする。

(派遣の受諾)

第7条 専門家は、前条による派遣依頼を受諾する場合は、専門家派遣受諾書(様式3)を事務局に提出するものとする。

(派遣の決定)

第8条 事務局は、前条により専門家が派遣依頼を受諾した場合は、速やかに専門家の派遣の決定と派遣予定日時等を申請者に通知するものとする。

(派遣の変更申請)

第9条 申請者は、派遣の決定を受けた後、やむを得ない理由により派遣内容に変更が生じた場合は、速やかに専門家派遣変更申請書(様式4)を事務局に提出するものとする。

2 事務局は、前項による派遣変更申請があった場合は、その採否を決定し、申請者に通知するものとする。また、派遣変更の旨を専門家に確実に連絡するものとする。

(派遣への同行又は傍聴)

第10条 事務局は、申請者に専門家の派遣を実施する場合は、必要に応じて事務局の職員を同行又は傍聴させることとする。

(派遣の受入報告)

第11条 申請者は、専門家の派遣を受けた場合は、派遣を受けた日から14日以内に専門家受入報告書(様式5)(以下、「受入報告書」という。)を事務局に提出するものとする。

(派遣の実施報告)

第12条 専門家は、申請者に指導及び助言を実施した場合は、指導及び助言を実施した日から14日以内に専門家派遣実施報告書(様式6)(以下、「実施報告書」という。)を事務局に提出するものとする。

(事後調査)

第13条 事務局は、専門家の派遣を受けた申請者の指導及び助言事項の実施又は改善等の状況を事後調査できることとし、派遣対象事業者はこれに協力するものとする。

(謝金及び旅費の支払い)

第14条 事務局は、受入報告書及び実施報告書により、指導及び助言が適切に行われたことを確認した後、専門家に対し謝金及び旅費を支払うものとする。なお、謝金及び旅費の金額は、原則、福岡県の規程に準じて算定した金額とする。

(専門家の守秘義務)

第15条 専門家は、申請者への指導及び助言を行うこと等により知り得た申請者の秘密を当該申請者の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、当該秘密を自己の利益のために利用しないものとする。

(通信による指導と助言)

第16条 通信による指導及び助言は、音声と映像を組み合わせるものとする。また、通信環境の確保は申請者の責任において行い、また、それに伴う必要な費用は申請者において負担するものとする。

附則 この要領は令和4年11月25日から施行する。

福岡県風力発電産業振興会議 会長 様

団 体 名  
代表者職氏名

専門家派遣申請書

風力発電専門家派遣事業実施要領の規定に従い、本事業を利用し専門家からの指導及び助言を受けたいので、以下のとおり申請します。

1 団体概要等

業 種	
所 在 地	〒
資 本 金	
従 業 員 数	
事 業 内 容	(主な取扱製品・商品・サービスなど)
U R L	

2 連絡担当者

職 名		氏 名	
電 話		F A X	
E-mail			

【添付書類】

- ①商業登記簿謄本や団体の規約の写しなど、事業所の所在地が分かる書類
- ②事業概要が分かる書類

3 検討している事業の内容 ※現状や課題等について、出来る限り詳しく記載してください。

--

4 専門家に希望する指導及び助言の内容

<p>【テーマ】</p>    <p>【概要】</p>
---

5 派遣を希望する時期等 ※派遣日時等は専門家と調整のうえ決定するため、ご希望に添えない場合があります。

指導助言の方法 (いずれかに○)	派遣 ・ 通信 (音声と映像を組み合わせたWebシステム)		
希望日時	第1希望	年 月 日 ( )	時 分 ~ 時 分
	第2希望	年 月 日 ( )	時 分 ~ 時 分
希望場所	〒		

6 派遣を希望する専門家の情報 ※特定の専門家の派遣を希望する場合は、ご記入ください。

団体名			
所在地	〒		
職名		氏名	
電話		F A X	
E-mail			
選定理由			

※選定理由には専門家の専門分野が判るような情報 (例: 職歴、実績等) を記載してください。

様

福岡県風力発電産業振興会議 会長

専門家派遣依頼書

本会議の活動につきまして、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会議では風力発電に関連する知識の習得を図り、関連事業の育成・創出を促すことを目的に、風力発電専門家派遣事業を実施しております。このたび、会員から次のとおり、風力発電に関する指導及び助言を受けるための専門家派遣の申請がありましたので、貴殿に対し派遣を依頼します。

つきましては、御承諾のうえは、別添の専門家派遣受諾書（様式3）に必要事項を御記入のうえ、御返信いただきますようお願い申し上げます。

1 派遣先団体の名称

2 派遣先団体の住所

3 指導及び助言を希望する内容、日時等

別添写しのとおり（専門家派遣申請書の写しを添付）

4 その他

福岡県風力発電産業振興会議 会長 様

所 属  
氏 名

専門家派遣受諾書

年 月 日付け 風産振第 号により依頼のあった件について、指導及び助言を行うことを受諾します。

1 指導助言の実施予定日時

年 月 日 時 分 ～ 時 分

2 その他（派遣申請者への事前の確認事項等）

福岡県風力発電産業振興会議 会長 様

団 体 名  
代表者職氏名

専門家派遣変更申請書

さきに申請しました専門家派遣について、以下のとおり変更したいので申請します。

1 変更前の申請内容

2 変更後の申請内容

3 変更理由

福岡県風力発電産業振興会議 会長 様

団 体 名  
代表者職氏名

専門家受入報告書

さきに申請しました専門家派遣について、以下のとおり指導及び助言を受けたので報告します。

- 1 派遣された専門家の氏名
- 2 指導及び助言を受けた日時・場所
- 3 指導及び助言の内容
- 4 指導及び助言の効果
- 5 指導及び助言を踏まえた今後の取組、課題等
- 6 添付資料
  - (1) 当日の配布資料
  - (2) 派遣時の写真（2枚程度をA4用紙1枚に印刷又は貼付）
  - (3) その他関係資料

福岡県風力発電産業振興会議 会長 様

所 属  
氏 名

専門家派遣実施報告書

さきに依頼のありました専門家派遣について、以下のとおり指導及び助言を実施したので報告します。

- 1 派遣先団体の名称
- 2 派遣先団体の住所
- 3 指導及び助言の実施日時・場所
- 4 指導及び助言の内容